

一関市電気自動車用充電ステーション
設置・運営事業者公募実施要項

令和3年7月

(公募期間等の延長に伴い令和3年7月26日改定)

一 関 市

1 事業の目的

一関市（以下「市」という。）は、道の駐車場の一部に、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の利用者が自由に利用できる充電設備（以下「充電ステーション」という。）を、民間の充電ステーション運営のノウハウを活用して設置・運営することにより、電気自動車等利用者の利便性の向上を図り、もって資源・エネルギー循環型まちづくりの推進に資することを目的とする。

本要項は、充電ステーション運営事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式によって広く募集し、事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業内容

本事業は、市が事業者に行行政財産の一部を貸し付け、当該貸付地において事業者が充電ステーションの設置及び運営を行うものとする。

貸付期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）。 上記の期間は運営期間であり、令和4年4月1日から運営を開始するために必要な充電設備の工事等のため、当該貸付期間以前に貸付を行うことができるものとし、その期間は市と事業者が協議して決定するものとする。
貸付予定地	① 道の駅厳美溪駐車場の一部 ② 道の駅かわさき駐車場の一部 貸付予定地の詳細は、別添「貸付予定地平面図」（以下「図面」という。）のとおり。
貸付面積	図面で示した場所を基本として、必要な面積について市と事業者が協議して決定するものとする。
貸付方法	地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可によるものとする。
営業時間	24時間365日営業とする。 ただし、充電設備の保守など、維持管理上必要な時間を除く。 なお、市の行事等の都合により、営業の一時中断を求める場合がある。 その場合は、別途協議するものとする。
貸付額	一関市行政財産使用料条例で定める方法による。

3 公募等の日程

- (1) 実施要項（本紙）配布 令和3年7月5日（月）から
- (2) 参加表明書及び質問書受付 令和3年7月5日（月）から8月27日（金）まで
- (3) 資格審査結果通知 令和3年9月3日（金）
- (4) 提案書類提出期限 令和3年9月15日（水）
- (5) 審査結果通知 令和3年9月下旬
- (6) 事業内容等協議、行政財産使用許可 令和3年10月中

(7) 充電ステーション設置工事等準備 令和3年11月～令和4年3月

(8) 運営（利用）開始 令和4年4月1日※

※工事の完了時期によっては、運営（利用）開始日の前倒しも可とする。

4 応募資格

- (1) 応募時点で法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から行政財産使用許可申請の日までの期間に一関市営建設工事に係る指名停止措置要綱（平成17年一関市告示第43号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から行政財産使用許可申請の日までの期間に一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (6) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の義務があるにもかかわらず、その手続を行っていない者でないこと。
- (7) 市内に本店、支店、営業所等の拠点をもつこと。
- (8) 一関市議会議員、市長、副市長、教育長、地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員（市長、副市長及び教育長にあつては、配偶者又は1親等若しくは同居の親族を含む。）が、役員に就任している法人等（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）でないこと。
- (9) 租税の滞納がないこと。

5 事業に関する条件

応募者は、以下の条件を踏まえて、本事業の提案を行うこと。

- (1) 充電ステーションの設置場所は、図面に示した貸付予定地内とする。【再掲】
- (2) 2の表中の貸付予定地2か所のうち、1か所のみで提案することも可とする。
- (3) 充電ステーション利用車両の動線を踏まえ、充電設備、看板など充電ステーション運営に必要な設備（以下「運営設備」という。）を設置すること。
- (4) 充電ステーションに設置する充電設備の規格はCHAdeMO方式とし、充電方式は、急速充電方式（50kW以上）とすること。
- (5) 充電ステーションの設置に当たっては、次の資料に記載されている事項を遵守すること。

「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置にあたってのガイドブック」（2017年6月経済産業省・国土交通省）

「駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン」（平成 24 年 6 月国土交通省都市局）

「電気自動車用急速充電器の設置・運用に関する手引書」（平成 22 年 12 月 CHAdeMO 協議会）

- (6) 営業は 24 時間 365 日とすること。ただし、充電設備の保守など、維持管理上必要な時間を除く。

なお、市の行事等の都合により、営業の一時中断を求める場合がある。その場合は、別途協議するものとする。【再掲】

- (7) 充電ステーション運営に係る費用の一切は、事業者の負担とする。ただし、市の責めに帰する事由により設備に故障等が発生した場合には、別途協議の上、対応を決定する。

- (8) 充電ステーションには、利用に当たって故障、事故、苦情、支払いに関するトラブル等が発生した場合に、当該利用者が直接事業者と連絡できるよう、連絡先を表示すること。なお、当該トラブル等について、市は関知しない。

- (9) 防犯カメラを設置する場合は、個人情報保護に十分に配慮すること。

- (10) 充電設備の利用料金は、事業を安定して運営し、かつ、収益を見込める金額を設定すること。その際、公共施設の敷地内に設置するものであることを勘案し、また、市内の他の充電ステーションの利用料金も考慮すること。

- (11) 充電ステーションの利用状況や運営状況について、3 か月ごとに電子データで市に報告すること。その際、1 か月ごとの状況が分かるようにすること。

なお、臨時にデータの報告を求める場合がある。

- (12) 充電ステーションの運営に必要な電力については、その全部又は一部を、太陽光による自家発電で調達すること。

ただし、必要な電力の全部を自家発電で調達できない場合は、日本卸電力取引所が発行する非化石証書（証書の種類は「再エネ指定」に限る。）による環境価値が付加された電力を併せて調達すること。その場合において、自家発電による電力及び非化石証書による環境価値が付加された電力の合計は、充電ステーションの運営に必要な電力の 50%以上とすること。

なお、太陽光発電設備の設置等に係る費用の一切は事業者の負担とする。

また、太陽光発電設備は、貸付予定地に隣接する公共施設の屋根等に設置することができるものとし、設置場所は、市と事業者が協議して決定した上、市が当該行政財産を事業者へ貸し付けるものであること。

- (13) 環境負荷の低減につながる取組について積極的に検討し、提案すること。

- (14) 本事業の運営に係る権利の全部又は一部を第三者に譲渡、転貸、質入れ若しくは担保に供し、又は運営の委託若しくは名義貸しをしてはならないこと。

- (15) その他、記載のない事項については、市と事業者が協議の上で決定する。

6 応募手続き等

事業者の選定に当たっては、総合評価方式により、事業者の充電ステーション設置・運営業務における提案内容を審査の上、最も高い評価を得た応募者を優先交渉権者として選定する。

(1) 提出書類

時期	書類番号	書類名
参加表明時	①	参加表明書
	②	応募者の概要
	②-2	登記事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）
	②-3	直近3期分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
	②-4	法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（①の提出日前3か月以内に発行された、令和2年度分のもの）
	③	応募資格確認表
	④	類似事業等実績一覧表
企画提案時	⑤	提案書等提出届
	⑥	事業実施方針
	⑦	設計提案書
	⑧	工事計画書
	⑨	充電設備提案書
	⑩	維持管理等提案書
	⑪	事業資金計画書
	⑫	運営計画書
	⑬	収支計画書
	⑭	電力調達計画

(2) 提出場所

〒021-8501

一関市竹山町7番2号

一関市 市民環境部 生活環境課 環境企画係（一関市役所本庁舎1階）

(3) 提出期限

ア (1)①～④の書類：令和3年8月27日（金）午後5時まで（必着）

イ (1)⑤～⑭の書類：令和3年9月15日（水）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法等

提出書類は次により作成の上、提出すること。

① 全てA4判片面印刷で作成すること。

ただし、任意に作成するもので、A4判では文字等が小さくなり見えづらくなる恐

れがあるもの（図面等）については、A3横判で作成のうえ、A4判になるよう外三つ折りにすること。

- ② 各書類は、(1)の表による書類番号を記載したインデックスを、全てのインデックスが見えやすいように適宜位置をずらして書類番号順に台紙（コピー用紙など）に貼付し、その台紙を各書類間に挟み込んで揃え、先頭に表紙（様式任意）を付けた後、2穴パンチで書類の縦左側に穴をあけ、脱落しないようファイル（種類任意）に綴ること。
- ③ 提出部数は6部（正本1部、副本（正本の写しで可）5部）とすること。
- ④ 受付期間終了後は、市から指示等をした場合を除き、提出書類の差替えや再提出は認めない。また、提出書類は返却しない。
- ⑤ 提出方法は、(2)の提出場所への持参とする。

(5) 参加資格の確認等

市は、(3)アにより提出された書類により参加資格を確認し、その結果を参加表明書に記載された応募者の連絡先に通知する。

応募者は、通知を受けた後、(3)イに定める書類を期限までに提出する。

なお、(3)ア及びイの書類を同時に提出することも可とする。その場合、全ての書類を(4)②に定める方法によりまとめて綴ること。

- (6) 現地説明会は開催しない。ただし、応募者による現地の確認を妨げるものではない。
- (7) 応募に要する経費の一切は、応募者の負担とする。

7 優先交渉権者の選定方法等

(1) 優先交渉権者の選定方法

- ① 別添の評価基準に記載している各項目ごとの得点の合計点（以下「総得点」という。）が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

ただし、総得点が評価基準の配点計の7割に満たない場合は、優先交渉権者は無しとする。

- ② 総得点が最も高い者が2者以上あるときは、評価基準1及び6の得点の合計点が高い者を優先交渉権者とする。評価基準1及び6の得点の合計点も同一である場合は、くじ引きにより決定する。

(2) 審査の方法

- ① 優先交渉権者を選定するにあたり、公正な審査を行うため、「一関市電気自動車用充電ステーション設置・運営事業者審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。
- ② 審査方法は、書類審査とし、プレゼンテーション審査は実施しない。

(3) 優先交渉権者の選定期限

令和3年9月下旬を目途に、審査会により審査の上、選定する。

(4) 審査結果の通知

優先交渉権者の選定後、応募者全員に対し、書面により速やかに審査結果を通知する。なお、審査結果の内容については公表しない。また、問合せにも応じない。

(5) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者の選定後、市と優先交渉権者は、遅滞なく本事業の実施に関する協議を行う。

8 応募の無効に関する取扱い

優先交渉権者について、次に掲げる事項に該当することが判明した場合は、応募を無効とする。その場合、次点の者を優先交渉権者とする。次点の者が次に掲げる事項に該当することが判明した場合は、優先交渉権を得る者は無いものとし、本実施要項に基づく本事業は実施しない。

なお、次点の者を優先交渉権者として選定する場合の選定方法は、7(1)の例による。

- (1) 不正行為による応募があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載を行った場合
- (3) 官公庁が発行する証明書を偽造又は改変した場合

9 行政財産の使用許可申請

優先交渉権者は、本事業により使用を希望する行政財産について、一関市行政財産の使用の許可に関する規則（平成17年一関市規則第56号）の規定により、市から使用の許可を受けるものとする。

10 質問の方法等

本実施要項及び本事業の設置・運営に関して質問がある場合は、次の方法によること。

(1) 質問の方法

質問は、令和3年7月5日（月）から令和3年8月27日（金）までに、質問書の様式を使用して、電子メールにより12に記載のメールアドレス宛てに送信すること。

(2) 質問への回答

質問への回答は、原則として、電子メールにより質問者に回答する。ただし、質問・回答の内容が応募者全員に周知すべき事項であると市が判断した場合は、応募者全員に回答するものとする。

11 その他

- (1) 提出書類は、提出期限を過ぎた後は、市から指示等をした場合を除き、いかなる理由があっても内容を変更することはできない。
- (2) 優先交渉権者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定期間を延期し、又は選定を取り止めることがある。
- (3) 本実施要項に定めがない事項は、地方自治法及び地方自治法施行令の定めるところによる。

12 問合せ先

〒021-8501

一関市竹山町7番2号

一関市 市民環境部 生活環境課 環境企画係

電 話 : 0191-21-8331 (直通)

F A X : 0191-21-2164

メー ル : seikan@city.ichinoseki.iwate.jp

評価基準

項目	記載内容	評価基準	配点	
1 運営実績等	<ul style="list-style-type: none"> これまでの太陽光発電所や充電ステーションの運営実績 脱炭素に対する事業所としての事業者の取組姿勢 	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素排出量の削減に資する事業の運営実績 運営実績を踏まえたアピールポイント 脱炭素に対する事業所としての事業者の取組内容 	15点	
2 利用料金	利用料金体系の案	市内の他の充電ステーションとの整合性、一定の条件を満たす者への優遇など	10点	
3 運営方法				
	トラブル対応	設備の故障や事故、苦情、支払いなど、想定されるトラブルへの対応	市側の人的負担を伴わない対応方法、対応時間、市への報告体制	10点
	維持管理	設備・看板等の保守点検、清掃等の管理体制	実施頻度、対応方法	10点
4 安全対策				
	災害時の対応	災害時の設備の安全確保対策、停電時の対応	災害時の安全確保、停電時の対応体制（市民への電気の無償提供など）	15点
	安全対策	設備利用者への配慮、防犯カメラの設置等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全な利用への配慮 個人情報保護への配慮 	10点
5 運営設備	案内等表示の設置場所、表示内容など	利用が分かりやすい表示の工夫	5点	
6 その他				
	環境への配慮	環境負荷の軽減策、周辺環境への配慮など	具体的な取組内容	15点
	その他	利用者サービス・電気自動車等の利用者増につながる提案	具体的な取組内容	10点
配点計			100点	